

1 環境問題を取り巻く状況の変化等

社会情勢の変化等

【世界】

- ・第四次産業革命と呼ばれる人工知能(AI)、モノのインターネット化(IoT)等の技術革新の進展
- ・地球環境問題への対応(「パリ協定」の採択、世界人口の増加による、資源・エネルギー、食料の需要急増)
- ・地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の損失が継続
- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念
- ・G7等における海洋ごみ問題への取組や、2017年8月に発効した水銀に関する水俣条約の下での取組など国際的な対応は緒に就いたばかり

【国内】

- ・地方の若年人口、生産年齢人口の減少などが地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となり、地域の様々な行政分野と同様に、地域の環境保全の取組にも深刻な影響を与えている
- ・農林業の担い手の減少で、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加、また、狩猟者の減少などで、野生鳥獣被害が深刻化
- ・原子力発電所の運転停止の長期化に加え、新增設が計画されている石炭火力発電所、オゾン層破壊物質からオゾン層破壊効果を有さない代替フロンへの転換の進展及び温室効果の高いフロン類を使用した冷凍空調機器の廃棄の増加等、今後の温室効果ガス排出量の増加要因
- ・重金属等による土壌汚染や建築物中のアスベスト、処理が完了していないポリ塩化ビフェニル(PCB)などの負の遺産のほか、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントへの対応など大気環境の課題も存在

【県内】

- ・東日本大震災津波で損壊した三陸復興国立公園内の施設等の復旧・再整備が進展、三陸ジオパークの日本ジオパーク認定やみちのく潮風トレイル全線開通のほか、「国立公園満喫プロジェクト」による十和田八幡平国立公園の整備など、本県の優れた自然を活用した国内外との交流人口拡大の好機
- ・大気環境は、大気汚染物質の環境基準を概ね達成、水環境も、良好な状態を保持(H29年度99.1%達成)
- ・廃棄物の循環利用を目的とした県内のセメント工場との協定締結等、廃棄物の資源化、再生利用の取組が進展
- ・都市近郊などにも身近な自然が存在し、地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多く地域で実施

環境に関する国内外の動向等

【世界】

- 2015年9月 国連サミット
 <持続可能な開発のための2030アジェンダ>採択
 ・複数の課題の統合的解決を目指すSDGsも含むもの
- 2015年11月 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)
 <パリ協定>採択
 ・「2020年以降の国際的な枠組みとして、平均気温上昇を産業革命以前に比べ、2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑えるよう努力する」
 ・2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す

【SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)】

先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットを示したもの

【日本】

- 平成27(2015)年11月 「気候変動の影響への適応計画」策定
 平成28(2016)年5月 「地球温暖化対策計画」策定
 平成29(2017)年3月 「長期低炭素ビジョン」とりまとめ(中央環境審議会)
- ・カーボンバジェットの考え方(平均気温上昇を抑えるため、世界全体での累積排出量を一定量以下に抑える)
 - ・2050年に温室効果ガス排出量80%削減を実現する社会の姿

国の第5次環境基本計画

○目指すべき持続可能な社会の姿

- 1 「地域循環共生圏」の創造
- 2 「世界の範となる日本」の確立
- 3 これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現

○計画のアプローチ

- 1 SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
- 2 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上
- 3 より幅広い関係者と連携

○環境政策の柱

- ・気候変動対策(地球温暖化対策計画、気候変動の影響への適応計画の施策実施など)
- ・循環型社会の形成(循環型社会形成推進基本計画の施策実施)
- ・生物多様性の確保・自然共生(生物多様性国家戦略2012-2020の施策実施など)
- ・環境リスクの管理(水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理など)
- ・基盤となる施策(環境影響評価、研究・技術開発、環境教育・学習など)
- ・東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

○6つの重点戦略(横断的な取組)

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

国の関係計画

地球温暖化対策計画(平成28(2016)年度～令和12(2030)年度)

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30(2018)年策定、目標:令和7(2025)年度)

生物多様性国家戦略2012-2020(平成24(2012)年策定、長期目標:2050年、短期目標:2020年)

環境基本計画の位置付け

いわて県民計画(2019-2028)



岩手県環境基本計画(H23~H32)

生物多様性地域戦略(第3章第3節)

- 生物多様性基本法(地域戦略)

環境教育等行動計画(第3章第6節)

- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(行動計画)

- 政策推進プラン ※主な関連施策
 - IV 居住環境・コミュニティ(水道、下水道、省エネ住宅、景観など)
 - VI 仕事・収入(農林水産業、観光など)
 - VII 歴史・文化(世界遺産、伝統文化など)
 - VIII 自然環境(生物多様性の保全、循環型地域社会の形成、低炭素社会の形成)
- 復興推進プラン ※主な関連施策
 - ・防災のまちづくり(再エネ導入促進、放射線影響対策)
 - ・観光(自然公園の活用、三陸ジオパークの推進)

- 岩手県地球温暖化対策実行計画(H23~H32)
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律(地方公共団体実行計画)
 - 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例(基本的計画)

- 第二次岩手県循環型社会形成推進計画(H28~H32)
 - (第四次岩手県廃棄物処理計画)
 - 循環型社会形成推進基本法(基本計画)



2 次期「岩手県環境基本計画」の方向性（案）について

基本目標

みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」

現行計画（H23～R2）の施策の方向

- I 低炭素社会の構築**
 - 1 二酸化炭素排出削減対策の推進
 - 2 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進
 - 3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進
- II 循環型社会の形成**
 - 1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進
 - 2 廃棄物の不適正処理の防止等
- III 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成**
 - 1 豊かな自然との共生
 - 2 自然とのふれあいの推進
 - 3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上
- IV 安全で安心できる環境の確保**
 - 1 大気環境の保全
 - 2 水環境の保全
 - 3 土壌環境及び地盤環境の保全
 - 4 化学物質の環境リスク対策の推進
 - 5 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応
 - 6 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進
- V 快適でうるおいのある環境の創造**
 - 1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造
 - 2 歴史的文化的環境の保全
- VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進**
 - 1 環境学習の推進
 - 2 環境に配慮した行動・協働の推進
 - 3 県域を越えた連携、国際的取組の推進
- VII 環境を守り育てる産業の振興**
 - 1 環境関連産業の振興
 - 2 自然共生型産業の振興
 - 3 環境に関する科学技術の振興

現行計画等の評価を踏まえた主な課題

- 温室効果ガス排出量が震災以降増加傾向
- 改正フロン排出抑制法に基づくフロン回収率の向上
- 第5次エネルギー基本計画を踏まえた再エネ導入促進
- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進
- 森林の公益的機能の維持増進
- 気温上昇や激しい雨の増加など気候変動の影響の顕在化
- 県民一人一日当たりのごみ排出量が近年横ばい傾向
- 食品ロスの削減やプラスチック資源循環戦略を踏まえた発生抑制及びリサイクルの推進
- 東日本大震災津波等の経験を踏まえた災害廃棄物の迅速・円滑な処理体制の構築
- PCB廃棄物の処理期限内における処理
- 改正海岸漂着物処理推進法を踏まえた海岸漂着物対策の推進
- ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の生息地や被害地域の拡大
- イヌワシやハヤチネウスユキソウなどの希少野生動物の保護
- 自然公園の利用促進
- 森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境の体系的な確保
- 良好な大気・水・土壌環境の保全
- 化学物質の多量排出事業者における化学物質の自主的な管理
- 旧松尾鉱山から排出される坑廃水中和処理の確実な実施及び坑廃水問題の風化防止
- 污水处理人口普及率の向上
- 水道事業の健全かつ安定的な運営
- 地域住民、NPO等と協働した良好な景観の形成
- 世界遺産の適切な保存管理
- 地域や広域ブロックによる地質遺産等の保全
- 水生生物調査参加者数は全国上位にあるものの減少傾向
- ESDの考え方を踏まえた持続可能な社会づくりの担い手育成
- 環境の視点を取り入れた企業経営の推進
- 県自らによる環境に配慮した行動の率先実行
- 環境保全活動における官民連携による参画・協働の機会創出
- 再生可能エネルギー関連のメンテナンス業務等への地元企業の参入促進
- 産業廃棄物のリサイクル率の向上
- 環境保全に配慮した農業生産の推進
- 木質バイオマス燃焼機器のさらなる導入促進
- 優れた自然を活用したツーリズムの推進
- 地球温暖化等に対応した技術の開発

次期計画の施策の方向性（新たな視点等）

- I 低炭素社会の形成**
 - 温室効果ガス排出削減対策の推進（県民・事業者・行政が一体となった更なる取組、物流面の低炭素化、フロンの適正処理周知）
 - 再生可能エネルギーの導入促進（水素の利活用推進）
 - 適切な森林整備等の取組による森林吸収源対策の推進（適切な間伐、再生林の推進）
 - 気候変動の影響への適応（地域適応計画に基づく適応策の推進）
- II 循環型地域社会の形成**
 - 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用（3R）の推進（県民・行政・事業者が一体となった3R推進に係る取組（使い捨てプラスチックや食品ロス等の削減等））
 - 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築（公共関与型廃棄物処理施設の整備・運営、災害廃棄物対策）
 - 廃棄物の適正処理の推進（PCB廃棄物の適正処理、海岸漂着物対策の推進）
- III 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成**
 - 生物多様性の保全（野生鳥獣の保護管理、希少野生動物の保護、自然環境保全指針等による生物多様性の普及）
 - 自然とのふれあいの推進（自然公園内の施設の計画的な更新、若者のグリーンボランティア参加促進）
 - 水と緑を守る取組の推進（流域基本計画に基づく森川海の保全及び創造）
- IV 安全で快適な生活環境の確保・創造**
 - 環境リスクの管理（大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策）
 - 北上川清流化対策（中和処理施設の老朽化・耐震化対策、北上川清流化対策の取組・重要性の周知）
 - 衛生的で快適な生活環境の保全（水道事業の広域連携等による経営基盤の強化、浄化槽の整備促進）
 - 快適で魅力あるまちづくりの推進（景観づくりに取り組む地区への支援）
 - 自然と調和した歴史的文化的環境の保全及び活用（世界遺産の保存管理、ジオサイトの保全）
- V 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進**
 - 環境学習の推進（水生生物調査の支援、ジオパーク学習、環境人材の育成）
 - 環境に配慮した行動の推進（環境経営の普及啓発、県による率先した次世代自動車の導入）
 - 多様な主体の参画と協働による環境保全活動の推進（温暖化防止いわて県民会議など県民運動の展開など）
- VI 環境と経済の好循環の推進**
 - 環境関連産業の振興（エネルギーの地産地消、水素関連ビジネスの創出、リサイクル製品の利用拡大）
 - 自然共生型産業の振興（農業生産工程管理（GAP）の推進、木質燃料の供給体制の整備、ジオツーリズムの推進）
 - 環境に関する科学技術の振興（地球温暖化に対応した農産物栽培技術の開発、省エネ技術の開発）

関連SDGs

- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 12 つくる責任 つかう責任
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう
- 2 気候をゼロに
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 8 働きがいも経済成長も